井原市立美星中学校　いじめ防止基本方針

令和7年度　策定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移している。本校は小規模校であり、人間関係の固定化等の傾向が見られる。トラブルの発生は比較的低学年が多く、上級生になるに従って減少しているが、早期発見、早期対応が求められる。未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見や適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。とりわけ、ネットいじめの実態や携帯電話等の功罪を生徒たちに熟知させると共に、情報モラルの徹底を図る必要性がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは重大な人権侵害行為であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為であることと共に、どの生徒にも起こりうることを十分に認識して対応を講ずる。
・学級集団や縦割り集団の信頼関係づくりに努め、いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
・生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
・ＳＮＳの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
・生徒のインターネット使用の実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。
・いじめ問題に関する学校の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の改善を図る。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・学校基本方針を保護者等に知らせ、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、保護者懇談会等でいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
・学校評議員、民生委員、主任児童委員、保護司、警察協助員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を活用し、生徒の学校以外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのＰＴＡ対象の研修会を実施する。
・学年だよりや校内ルールに関する文書に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を掲載し、活用を促す。

学　　校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
　実行・検証・修正の中核、相談窓口、
　発生したいじめ事案への迅速な対応
＜対策委員会の開催時期＞
・年３回開催（学期毎に実施する）
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の職員会議で全教職員に周知。
　緊急の場合は朝礼等で伝達。
＜構成メンバー＞
・校内　校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、人権教育担当、養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）
・校外　学校評議員会構成員をもってあてる。

全　教　職　員

関係機関との連携

＜連携機関名＞
・井原市教育委員会、岡山県教育委員会

＜連携の内容＞
・保護者支援のための専門スタッフの派遣、ネットパトロールによる監視

＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞
・井原警察署
・児童相談所等

＜連携の内容＞
・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催

＜学校側の窓口＞
・生徒指導主事

学　校　が　実　施　す　る　取　組

①未然防止	職員研修 ・教職員の指導力向上のための研修を行い、小さなことを見逃さず指導できる鋭い人権感覚を持つ。 いじめ防止教育 ・道徳科や特別活動、各教科や行事・体験活動等を通じて、継続的に「いじめをしない」態度や力を身に付ける働きかけを行い、人権感覚を養う。 ・人権について考える週間において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 居場所づくり ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 情報モラル教育 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を計画的に行う。
②早期発見	実態把握 ・日々の観察、声かけ、「生活ノート」の活用、生徒の実態把握のためのアンケート実施（学期毎）、教育相談の充実（年２回）、QUの活用等により生徒の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。 相談体制の確立 ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見過ごすことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 情報共有 ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報が共有できる体制をつくる。 家庭への啓発 ・パンフレットや学校便り等で地域、保護者に知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③いじめへの対処	確認 ・いじめの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに情報の共有を図り、いじめの事実の有無の確認を行う。 対応の検討 ・いじめへの組織的対応を検討するため、速やかにいじめ対策委員会を開催する。 ※重大事態の発生を認知した場合は、直ちに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速・適切に対応する。 いじめられた生徒への支援　※「いじめが解消している状態」とは、「いじめ行為がやんでいる状態が３か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という２つの条件が必要である。よって、**本人・保護者から、その後「いじめが無くなった」と聞き取れてからも、最低３ヶ月間は全職員で見守る**。 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 いじめた生徒への指導 ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を築くことができるよう指導を行う。